

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる  
法令改正等に伴う  
東京都市大学原子力研究所に係る  
保安規定の変更について

東京都市大学原子力研究所



# 1. 三条改正に伴う変更の詳細（1/2）

## （品質管理基準規則）

### 1) 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ

品管規則に基づき、第2章の原子炉施設の保安活動のために品質保証活動を実施する品質マネジメントシステムにおいて、経営責任者の責任を記載した。

#### 5. 経営責任者等の責任

##### 5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ

理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するため、次の事項を行う。a) 品質方針の設定、b) 品質目標が設定されている、c) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献、d) マネジメントレビューの実施、e) 資源が使用できる体制を確保、f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知、g) 保安活動で担当する業務を理解し、遂行責任を持っていることを要員に認識、h) 全ての階層で行われる決定が原子力の安全について優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われる。

##### 5.2 原子力の安全の重視

##### 5.3 品質方針

##### 5.4 計画

##### 5.5 責任、権限及びコミュニケーション

##### 5.6 マネジメントレビュー



# 1. 三条改正に伴う変更の詳細 (2/2)

## (品質管理基準規則)

### 2) 検査の独立性

品管規則第48条第5項及び同解釈第48条第2項により、使用前事業者検査等の独立性は「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。」と規程され、保安規定では検査の独立性は以下の通り、記載した。

#### 8.2.4 検査及び試験

(5) 保安管理組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性（**使用前事業者検査等を実施する要員はその対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすること**その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことを言う。）を確保する。

→ 当該業務を担当しない**品質マネジメント管理責任者が対応**することで独立性を確保



## 2. 三条改正に伴わないプラント固有の変更 (新検査制度・試験炉規則・その他)

### (1) 新検査制度関連

- 原子力規制検査の検査官等の立入には当該保安規定の適用を受けないこと

→ (適用範囲)

第2条 本規定は、原子炉施設の運転及び管理を行う者（以下「原子炉施設に係る業務を行う者」という。）に適用する。なお、本規定の各条項は法による検査等のための立入者に適用しない。

- 原子力規制検査の検査官等は一時立入者としても手続きが可能であること（出入管理や被ばく管理の観点から）

→ (定義)

第3条 本規定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (2) 「一時立入者」とは、放射線作業以外の実験機器の修理、施設の補修及び見学等のため管理区域に一時的に立入る者で、あらかじめ原子炉施設管理室長（以下「管理室長」という。）の承認を受けた者をいう。なお、前条にかかわらず、法による検査等のための立入者は一時立入者とすることができる。

- (2) 保安に関する技術情報の他の試験研究炉設置者との共有（試験炉規則第十五条第2項第十九号の記載事項）を原子炉安全委員会の機能として追記、施設管理実施計画を原子炉安全委員会の審議事項に追加

- (3) 線量限度の変更（当該事項は、現申請から補正予定の内容を示したものである）

水晶体の線量限度の変更



# 東京都市大学原子力研究所の原子炉（武蔵工大炉） の廃止措置計画の変更概要について

東京都市大学原子力研究所



# 原子炉施設（武蔵工大炉）の 廃止措置計画の変更内容の概要

## 1. 法令改正による変更

### ①性能維持施設

- 申請書本文6に性能維持施設を記載する。
- 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間に関すること。（本文7、添付書類5）

### ②品質マネジメントシステム

- 申請書本文及び添付書類に品質マネジメントシステムを記載  
（本文12、添付書類8）

## 2. 三条改正に伴わないプラント固有の変更

### ○形式の変更

平成23年9月16日付の廃止措置計画は古い法令の下で認可を受けているものであり、前回の法令改正（平成30年10月1日施行）における記載事項並びに今回の法令改正に伴って追加された事項を含め、本文、添付書類又は図面を含めた形式の変更

### ○廃止措置の進捗による記載の変更



# 1. 法令改正に伴う変更の詳細

## ①性能維持施設（1/2）

### ・性能維持施設の選定

性能維持施設は、本文6、本文7及び添付書類5に示した。性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間の項目に「位置・構造」及び「性能」を追加した。

### ・性能維持施設の「性能」設定の考え方

「性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（以下単に「必要な仕様等という。）が示されていること。」\*）の記載が追加されたため、「位置、構造」に必要な仕様を追加すると共に

「性能」に当該施設の検査等判定基準を追加

\*）発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

上記内容は現申請から補正予定の内容を示したものである。







# 1. 法令改正に伴う変更の詳細

## ②品質マネジメントシステム

### 2)品質マネジメントシステム

「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品管規則」）という。」に基づき、廃止措置計画書の本文十二「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」において、廃止措置については、品管規則に基づく品質マネジメントシステムにより、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うことを記載（原子炉設置許可申請書と同様の記載）した。

廃止措置期間中における品質マネジメント活動は、「本文十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」を踏まえ、原子炉等規制法第35条第1項並びに試験炉規則第6条の3及び第15条第2項に基づき、添付8.廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書において、保安規定において、理事長をトップマネジメントとする品質マネジメント計画を定め、保安規定及び品質マネジメント計画書並びにその関連文書により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、原子力安全の達成・維持・向上を図る。

「本文六 性能維持施設」に示す廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は、この品質マネジメント計画の下、保安規定に基づいて、実施する。



## 2. 三条改正に伴わないプラント固有の変更 (1/2)

変更認可申請に反映が必要となった事項

### ○形式の変更

平成23年9月16日付の廃止措置計画は古い法令の下で認可を受けているものであり、前回の法令改正（平成30年10月1日施行）における記載事項並びに今回の法令改正に伴って追加された事項を含め、本文、添付書類又は図面を含めた形式の変更

### ○廃止措置の進捗による記載の変更

- 廃棄物処理場の解体撤去
  - 液体廃棄物の廃棄施設の解体撤去
  - 固体廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物貯蔵庫）の解体撤去
  - 放射性廃棄物でない廃棄物以外の解体廃棄物の原子炉室での保管
  - 廃棄物処理場の管理区域からの解除による放射線管理区域の変更



解体撤去完了後の旧廃棄物処理場  
(管理区域から解除)



# 2. 三条改正に伴わないプラント固有の変更 (2/2)

## ○形式の変更の詳細

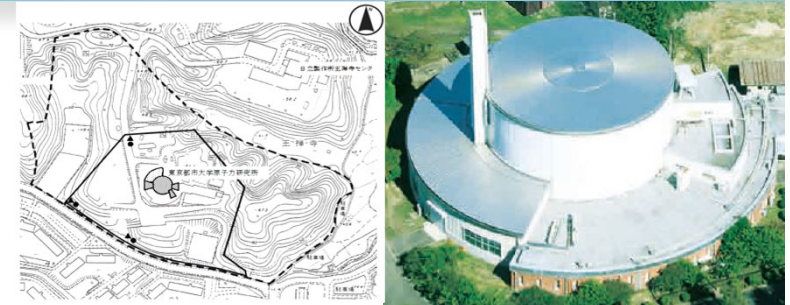
現行の法令事項を満たすよう変更した。

H18 試験炉規則		H30 試験炉規則 (平成30年10月1日施行)		R2 試験炉規則 (令和2年4月1日施行)		廃止措置計画変更の概要		
本文		1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	新規		
		2	工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)	2	工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)	新規		
		3	試験研究用等原子炉の名称	3	試験研究用等原子炉の名称	新規		
		4	廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」という。)及びその敷地	4	廃止措置対象施設及びその敷地	4.1 敷地内容の追加 4.2 廃止措置対象施設の概要 (1)原子炉施設の概要具体化 (2)経緯の追加 (3)廃止措置対象施設の状況追加		
	1	解体する原子炉施設及びその解体の方法	5	前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法	5	前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法	記載の適正化、記載内容の整理・明確化、廃止措置の進捗状況の追加	
			6	核燃料物質の管理及び譲渡し	6	廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設(以下この条及び第十六条の十三の二において「性能維持施設」という。)	同上	
	2	核燃料物質の譲渡しの方法	7	核燃料物質による汚染の除去	7	性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間	新規	
	3	核燃料物質による汚染の除去の方法	8	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄	8	核燃料物質の管理及び譲渡し	記載の適正化	
	4	核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法	9	廃止措置の工程	9	核燃料物質による汚染の除去	記載の適正化、進捗状況の追加、二次汚染物の除染方法の変更	
					10	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄	記載の適正化	
添付書類				11	廃止措置の工程	新規		
				12	廃止措置に係るマネジメントシステム	新規		
			1	廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	1	廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	新規	
	2	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書(3.安全対策)(4.残存放射性物質の評価)	2	廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	2	廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	記載の適正化、内容に変更なし	
	3	廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	3	廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	3	廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	記載の適正化、内容に変更なし	
			4	核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	4	核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	記載の適正化、廃止措置の進捗に伴う見直し	
	1	廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその性能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書(2.廃止措置の工程)	5	廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	5	性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	新規	
			6	廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書	6	廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書	新規	
			7	廃止措置の実施体制に関する説明書	7	廃止措置の実施体制に関する説明書	新規	
			8	廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	8	廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	新規	
4	前三号に掲げる書類のほか、原子力規制委員会が必要と認める書類	9	前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面	9	前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面	新規		

# 武蔵工大炉の 廃止措置計画の概要

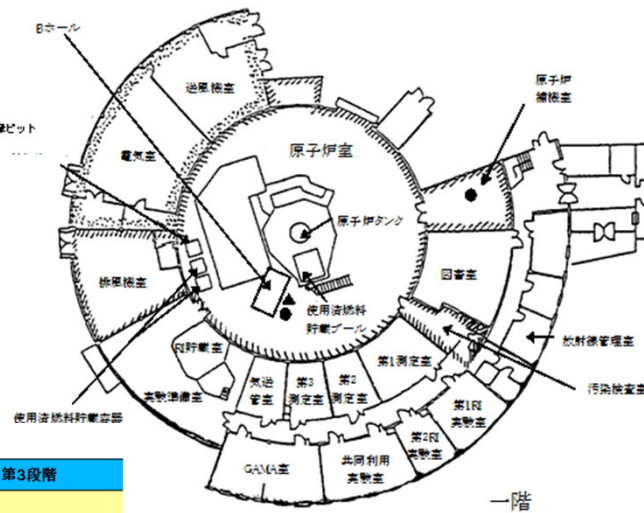
## 施設の概要

東京都市大学原子力研究所の原子炉(武蔵工大炉)は、川崎市の東北部、横浜市の西北部に臨する多摩丘陵上にある。昭和34年10月に設置の許可を受け、昭和38年1月に初臨界となった。アルミニウム被覆燃料炉心で昭和60年3月まで運転(積算出力約1100MWh)し、ステンレス被覆燃料炉心に変更して平成元年12月まで運転(積算出力約400MWh)した。原子力技術者育成のための教育訓練、放射化分析や炉物理などの研究、医療・生物治療研究を中心とし、全国の大学共同利用研究施設として重責を担ってきた。長期停止を経て、平成16年より廃止措置を開始した。



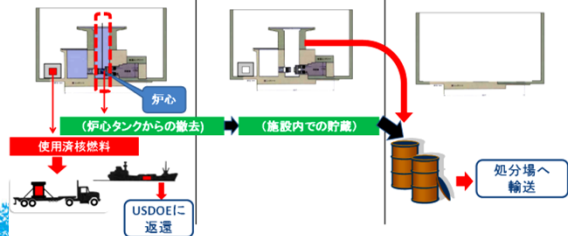
### 武蔵工大炉の概要

- (1) 使用の目的  
研究(炉物理、極微量元素分析、中性子ラジオグラフィ)、ラジオアイソトープの生産及び利用、医療照射、教育訓練
- (2) 型式(TRIGA-II型)  
濃縮ウラン水素化ジルコニウム減速軽水冷却固体均質型
- (3) 原子炉出力 100kW
- (4) 燃料 20%濃縮U(U-ZrH合金)



### 廃止措置計画

第1段階	第2段階	第3段階
運転機能の永久停止措置 燃料体の施設外への搬出	放射能を帯びた設備機器の施設内での貯蔵	放射性廃棄物の処分
【運転中】	【炉心のない施設】	【放射性廃棄物なし】



### 武蔵工大炉の廃止措置計画進捗状況と予定

項目	年度											将来			
	H.15	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25				
1. 許認可等手続き 保安規定変更認可 解体届/廃止措置計画申請・認可		▲													
2. 原子炉運転機能停止、他 ①原子炉の運転機能停止 ②使用済燃料に係る設備機能停止 ③液体廃棄物の廃棄設備機能停止															
3. 燃料処分(燃料返還輸送)															
4. 解体撤去 ①液体廃棄物の廃棄設備 ②固体廃棄物の廃棄設備															
5. 撤去物の保管・放射性廃棄物の処分															
6. その他(事業所名称の変更)															



### 解体撤去廃棄物の重量

放射能レベル区分		重量(t)	一般廃棄物	重量(t)
低レベル放射性廃棄物	比較的低い廃棄物(L2)	75.2	クリアランスレベル以下の廃棄物(CL)	134.6
	極めて低い廃棄物(L3)	254.2	放射性廃棄物でない廃棄物(NR)	160.9

## 東京都市大学原子力研究所の保安規定の変更認可申請の補正方針

保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
3	8	第一条第二項の核燃料によって汚染された物又は……	第一条第二項の核燃料によって汚染された物又は……
3	11	品質マネジメントシステム（品質マニュアル）	品質マネジメントシステム（品質マニュアル）
3	13	東京都市大学原子力研究所（以下、「原子力研究所……	東京都市大学原子力研究所（以下「原子力研究所……
3	17	品質マネジメントシステムは、原子炉施設におい……	品質マネジメントシステムは、原子炉施設におい……
3	19	品質マネジメントシステムにおける用語の定義は……	品質マネジメントシステムにおける用語の定義は……
3	23	(1)原子力研究所の保安に関する組織（以下、「保安管理組織」	(1)原子力研究所の保安に関する組織（以下「保安管理組織」
4	29	保安管理組織は、品質マネジメントに関する文書……	保安管理組織は、品質マネジメントに関する文書……
5	9	(3)品質マネジメントシステム……内部監査実子報告書	(3)品質マネジメントシステム……内部監査実施報告書
6	5 ～ 7	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証する。このため、次の事項を原子力研究所所長（以下「所長」という。）に行わせる。	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するため、次の事項を行う。
6	20 ～ 22	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事項によって損なわれないようにすることを所長に行わせる。	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにする。
6	24 ～25	理事長は、所長に次に掲げる事項を満たす品質方針（安全文化を育成し維持するものを含む。）を設定させる。	理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針（安全文化を育成し維持する活動の方針を含む。）を設定する。
7	19 ～ 21	理事長は、所長に保安に関する組織の責任及び権限を明確にさせる。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにさせる。	理事長は、保安に関する組織の責任及び権限を明確にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
7	23 ~24	(1)理事長は、所長に品質マネジメントシステムを管理、維持等の職務を実施する責任者（以下「品質マネジメント管理責任者」という。）を任命させる。	(1)理事長は、品質マネジメントシステムを管理、維持等の職務を実施する責任者（以下「品質マネジメント管理責任者」という。）を任命する。
7	29 ~30	b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、所長に報告する。	b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。
7	31	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することに……	c)健全な安全文化を育成し、及び維持することに……
7	33	d)関係法令を遵守する。	d)関係法令を遵守する。
8	2 ~ 4	(1)理事長は、所長に管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えさせる。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、当該プロセスにおいて、次に示す責任及び権限を与えさせる。	(1)理事長は、管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、当該プロセスにおいて、次に示す責任及び権限を与える。
8	22 ~ 24	理事長は、所長に原子力研究所内の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにさせるとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにさせる。	理事長は、原子力研究所内の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
8	27 ~ 29	理事長は、所長に品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施させる。	理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
9	16 ～ 18	(1)理事長は、所長にマネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含めさせ、必要な改善を指示させる。マネジメントレビューのアウトプットとして、マネジメントレビュー記録を使用する。	(1)理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、必要な改善を指示する。マネジメントレビューのアウトプットとして、マネジメントレビュー記録を使用する。
9	24	(2)品質マネジメント責任者は、前項のマネジ……	(2)品質マネジメント管理責任者は、前項のマネジ……
9	26	(3)品質マネジメント責任者は第一項で改善の……	(3)品質マネジメント管理責任者は第一項で改善の……
9	29	保安管理組織は、保安活動に必要な次に掲げる資……	保安管理組織は、保安活動に必要な次に掲げる資……
10	10	保安管理組織は、要員の力量を確保するため、保……	保安管理組織は、要員の力量を確保するため、保……
11	3	保安管理組織は、次に掲げる事項を要求事項とし……	保安管理組織は、次に掲げる事項を要求事項とし……
11	8 ～ 9	(1)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューはその要求事項を適用する前に実施する。	(1)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューはその要求事項を適用する前に実施する。
11	13 ～14	b)業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	b)業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
11	16 ～ 17	(3)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けて取られた処置の記録を作成し、管理する。	(3)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けて取られた処置の記録を作成し、管理する。
11	19 ～ 20	19行目と20行目の間の3つの空白行	2つの空白行を削除し、空白行を一行とする。
11	21	保安管理組織は、原子力の安全に関して組織の外……	保安管理組織は、原子力の安全に関して組織の外……



(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
13	24 ～ 25	(4)保安管理組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。	(4)保安管理組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。
14	17 ～ 18	f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (2)保安管理組織は、前項に加え、調達製品等の要……	f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g)その他調達物品等に必要な要求事項 (2)保安管理組織は、前項に加え、調達製品等の要……
14	32	保安管理組織は、個別業務の計画に従って業務を……	保安管理組織は、個別業務の計画に従って業務を……
15	27	保安管理組織は、組織外の所有物のうち原子力の……	保安管理組織は、組織外の所有物のうち原子力の……
17	5	監査実施計画書、内部監査実子報告書を使用する。	監査実施計画書、内部監査実施報告書を使用する。
19	17	保安管理組織は、品質方針、品質目標、内部監査……	保安管理組織は、品質方針、品質目標、内部監査……
21	図 1	品質保証責任者 監査チーム* <sup>1</sup> 事務室長* <sup>2</sup> 原子炉施設管理室長* <sup>3</sup>	品質マネジメント管理責任者 監査チーム* 事務室長 原子炉施設管理室長

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
21	図下の 1～10	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 1 監査チームは、内部監査時に随時設置する。なお、監査チーム員は期初に任命しておくこともできる。</li> <li>* 2 事務室長は、次の業務を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)原子炉施設の警備</li> <li>(2)研究所外との連絡窓口</li> <li>(3)購買（原子炉施設の整備及び改修に関することを含む。）</li> </ul> </li> <li>* 3 原子炉施設管理室長は、次の業務を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)原子炉施設の運転保守（廃止措置計画に係る業務を含む。）</li> <li>(2)放射線管理</li> <li>(3)放射性廃棄物の管理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 監査チームは、内部監査時に随時設置する。なお、監査チーム員は期初に任命しておくこともできる。</li> </ul>
28	(2) 教育の 内容 5	「品質保証活動に必要な文書及び記録」は、以下を満たすものとする。	「品質マネジメントシステムの文書及び記録」は、以下を満たすものとする。
32	29 ～ 30	第20条 管理室長は、周辺監視区域を柵により区画し、人の立ち入りを制限するほか、人の居住を禁止する。	第20条 管理室長は、周辺監視区域を柵により区画し、人の立ち入りを制限するほか、人の居住を禁止する。
33	31	(イ)目の水晶体については、1年間につき 150mSv	(イ)目の水晶体については、5年間につき 100mSv、1年間につき 50mSv

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
36	8 ～ 9	(1)固体廃棄物を不燃性及び可燃性に区分し、固体廃棄物の表面に氏名、発生年月日及び表面の1センチメートル線量当量率を記入する。	(1)固体廃棄物を不燃性及び可燃性に区分し、固体廃棄物の表面に氏名、発生年月日及び表面の1センチメートル線量当量率を記入する。
37	11 ～12	(1)運搬経路において、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者が接近しないようにする。	(1)運搬経路において、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者が接近しないようにする。
38	2 ～ 5	第39条 管理室長は、気体廃棄物を放出する場合には、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるようにし、周辺監視区域外における気体廃棄物の濃度が、告示第8条に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないよう、第4表に掲げるダストモニタの警報レベルを設定しなければならない。	第39条 管理室長は、気体廃棄物を放出する場合には、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるようにし、周辺監視区域外における気体廃棄物の濃度が、告示第8条に定める周辺監視区域外の空気中の濃度限度を超えないよう、第4表に掲げるダストモニタの警報レベルを設定しなければならない。
40	22 ～ 25	2. 第1項の修理において、同等の性能を持つ機器への予防的な保全のための交換は同様の取扱いとする。 3. 管理室長は、前2項の処置を終了した場合には、その結果を所長に報告しなければならない。	2. 管理室長は、前項の修理を終了した場合には、その結果を所長に報告しなければならない。
49	7	(12)前各号のほか、試験研究用等原子炉施設に関し……	(12)前各号のほか、試験研究用等原子炉施設に関し……
49	9 ～ 10	2. 前項の報告は、前項の事象及び前項に準ずる事象が発生した場合、理事長並びに学長に報告後に行わなければならない。	2. 前項の報告は、前項の事象及び前項の可能性が有る事象が発生した場合、第1図の保安管理組織に従って行わなければならない。
56	記録事項1 の口の 保安規定の欄		第43条

(続き) 保安規定の変更認可申請の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
59	記録事項 10の欄	10 品質管理規則第三条第三項の品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	11 品質管理規則第三条第三項の品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）
60	第1図	原子炉施設管理室長 事務室長	原子炉施設管理室長* <sup>1</sup> 事務室長* <sup>2</sup>
60	第1図の下		<p>* 1 原子炉施設管理室長は、次の業務を行う。</p> <p>(1)原子炉施設の運転保守（廃止措置計画に係る業務を含む。）</p> <p>(2)放射線管理</p> <p>(3)放射性廃棄物の管理</p> <p>* 2 事務室長は、次の業務を行う。</p> <p>(1)原子炉施設の警備</p> <p>(2)研究所外との連絡窓口</p> <p>(3)購買（原子炉施設の整備及び改修に関することを含む。）</p>

## 東京都市大学原子力研究所の廃止措置計画の変更認可申請の補正方針

頁	行	補正前	補正後（補正箇所は下線で示す）																																																																										
55	—	<p style="text-align: center;">表 7 性能維持施設の構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備</th> <th>該当品目</th> <th>構造及*</th> <th>維持すべき性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td>水平実験孔</td> <td>・Bホール</td> <td>孔数は4(Bホールはその内の一つ)であり、内径15cm(最深部)、20cm(入口)</td> <td>放射線遮へい性能</td> <td>保管中の機器を撤出するまで</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>・フィルタ ・送風機 ・排風機 ・排気塔</td> <td>原子炉室、その他の汚染の恐れがある空気は、各室の吸出口より水封ダンプを通り、フィルタにより除去された後、排風機によって排気塔より大気中に放出される。排気口は、本館排風機室にあり、その高さは地上約22.5mである。フィルタの濾過効率：99.9%、換気(炉室)：3回時、排気口での廃棄率：616m<sup>3</sup>/min。</td> <td>放射性塵埃を除去する性能</td> <td>気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除染が終了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用設備</td> <td>・携帯用サーベイメータ ・個人モニタ</td> <td>従行の従業者の安全確保のため、屋内管理用の設備として携帯用放射線検出器を設置する。</td> <td>放射線モニタとしての性能</td> <td>管理区域の解除まで</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用設備</td> <td>・排気モニタ ・野外γモニタ</td> <td>屋外管理用の設備：排気モニタ、野外γモニタ</td> <td>放射線モニタとしての性能</td> <td>管理区域の解除まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>格納施設</td> <td>・原子炉室</td> <td>原子炉室の形状：面積471.4m<sup>2</sup>、直径：24.5m、中央屋根高さ16.0m 壁及び屋根：壁 厚さ18m鉄筋コンクリート、屋根 アルミ板張り 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率：常温、大気圧で使用、特に密閉構造ではない。 常用換気系：結露ファン及び排気ファンにより、原子炉室高出力運転中は原子炉室内の換気を行なう。結露ファン1台、排気ファン1台</td> <td>原子炉室を大気圧以下に保持する能力 固体廃棄物を保管</td> <td>管理区域の解除まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>*) 構造は、表1の東京都市大学原子力研究所の原子炉設置許可と変更許可の経緯に示した原子炉設置変更許可書の通りであるが、ここにはその概要を記載する。</p>	施設区分	設備	該当品目	構造及*	維持すべき性能	維持すべき期間	原子炉本体	水平実験孔	・Bホール	孔数は4(Bホールはその内の一つ)であり、内径15cm(最深部)、20cm(入口)	放射線遮へい性能	保管中の機器を撤出するまで	放射性廃棄物の廃棄施設	・フィルタ ・送風機 ・排風機 ・排気塔	原子炉室、その他の汚染の恐れがある空気は、各室の吸出口より水封ダンプを通り、フィルタにより除去された後、排風機によって排気塔より大気中に放出される。排気口は、本館排風機室にあり、その高さは地上約22.5mである。フィルタの濾過効率：99.9%、換気(炉室)：3回時、排気口での廃棄率：616m <sup>3</sup> /min。	放射性塵埃を除去する性能	気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除染が終了するまで	放射線管理施設	屋内管理用設備	・携帯用サーベイメータ ・個人モニタ	従行の従業者の安全確保のため、屋内管理用の設備として携帯用放射線検出器を設置する。	放射線モニタとしての性能	管理区域の解除まで	屋外管理用設備	・排気モニタ ・野外γモニタ	屋外管理用の設備：排気モニタ、野外γモニタ	放射線モニタとしての性能	管理区域の解除まで	原子炉格納施設	格納施設	・原子炉室	原子炉室の形状：面積471.4m <sup>2</sup> 、直径：24.5m、中央屋根高さ16.0m 壁及び屋根：壁 厚さ18m鉄筋コンクリート、屋根 アルミ板張り 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率：常温、大気圧で使用、特に密閉構造ではない。 常用換気系：結露ファン及び排気ファンにより、原子炉室高出力運転中は原子炉室内の換気を行なう。結露ファン1台、排気ファン1台	原子炉室を大気圧以下に保持する能力 固体廃棄物を保管	管理区域の解除まで	<p style="text-align: center;">表 7 性能維持施設の構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備</th> <th>該当品目</th> <th>位置・構造*</th> <th>維持すべき性能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td>水平実験孔</td> <td>・Bホール</td> <td>原子炉室内 孔数は4(Bホールはその内の一つ)であり、内径15cm(最深部)、20cm(入口)</td> <td>放射線遮へい</td> <td>放射線障害の防止に影響するような外観に異常のない状態であること</td> <td>保管中の機器を撤出するまで</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>・フィルタ ・送風機 ・排風機 ・排気塔</td> <td>排風機室(送風機、排風機、排気塔) 原子炉室、その他の汚染の恐れがある空気は、各室の吸出口より水封ダンプを通り、フィルタにより除去された後、排風機によって排気塔より大気中に放出される。排気口は、本館排風機室にあり、その高さは地上約22.5mである。フィルタの濾過効率：99.9%、換気(炉室)：3回時、排気口での廃棄率：616m<sup>3</sup>/min</td> <td>放射線モニタとしての性能</td> <td>放射線障害を防止するため、必要に応じて除去できる状態であること</td> <td>気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除染が終了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用設備</td> <td>・携帯用サーベイメータ ・個人モニタ</td> <td>汚染検査室(携帯用サーベイメータ) 放射線管理室(個人モニタ) 屋内管理用の設備：放射線検出器として携帯用放射線検出器を設置する。</td> <td>放射線モニタとしての性能</td> <td>線量当量(率)を測定できる状態であること</td> <td>管理区域の解除まで</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用設備</td> <td>・排気モニタ ・野外γモニタ</td> <td>排風機室(排気モニタ) 本館屋上(野外γモニタ) 屋外管理用の設備：排気モニタ、野外γモニタ</td> <td>放射線モニタとしての性能</td> <td>警報設定値において、警報が発報される状態であること</td> <td>管理区域の解除まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>格納施設</td> <td>・原子炉室</td> <td>原子炉室の形状：面積471.4m<sup>2</sup>、直径：24.5m、中央屋根高さ16.0m 壁及び屋根：壁 厚さ18m鉄筋コンクリート、屋根 アルミ板張り 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率：常温、大気圧で使用、特に密閉構造ではない。 常用換気系：結露ファン及び排気ファンにより、原子炉室高出力運転中は原子炉室内の換気を行なう。結露ファン1台、排気ファン1台</td> <td>放射線モニタとしての性能</td> <td>放射線障害の防止及び廃棄物の保管に影響するような外観に異常のない状態であること</td> <td>管理区域の解除まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>*) 構造は、表1の東京都市大学原子力研究所の原子炉設置許可と変更許可の経緯に示した原子炉設置変更許可書の通りであるが、ここにはその概要を記載する。</p>	施設区分	設備	該当品目	位置・構造*	維持すべき性能	性能	維持すべき期間	原子炉本体	水平実験孔	・Bホール	原子炉室内 孔数は4(Bホールはその内の一つ)であり、内径15cm(最深部)、20cm(入口)	放射線遮へい	放射線障害の防止に影響するような外観に異常のない状態であること	保管中の機器を撤出するまで	放射性廃棄物の廃棄施設	・フィルタ ・送風機 ・排風機 ・排気塔	排風機室(送風機、排風機、排気塔) 原子炉室、その他の汚染の恐れがある空気は、各室の吸出口より水封ダンプを通り、フィルタにより除去された後、排風機によって排気塔より大気中に放出される。排気口は、本館排風機室にあり、その高さは地上約22.5mである。フィルタの濾過効率：99.9%、換気(炉室)：3回時、排気口での廃棄率：616m <sup>3</sup> /min	放射線モニタとしての性能	放射線障害を防止するため、必要に応じて除去できる状態であること	気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除染が終了するまで	放射線管理施設	屋内管理用設備	・携帯用サーベイメータ ・個人モニタ	汚染検査室(携帯用サーベイメータ) 放射線管理室(個人モニタ) 屋内管理用の設備：放射線検出器として携帯用放射線検出器を設置する。	放射線モニタとしての性能	線量当量(率)を測定できる状態であること	管理区域の解除まで	屋外管理用設備	・排気モニタ ・野外γモニタ	排風機室(排気モニタ) 本館屋上(野外γモニタ) 屋外管理用の設備：排気モニタ、野外γモニタ	放射線モニタとしての性能	警報設定値において、警報が発報される状態であること	管理区域の解除まで	原子炉格納施設	格納施設	・原子炉室	原子炉室の形状：面積471.4m <sup>2</sup> 、直径：24.5m、中央屋根高さ16.0m 壁及び屋根：壁 厚さ18m鉄筋コンクリート、屋根 アルミ板張り 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率：常温、大気圧で使用、特に密閉構造ではない。 常用換気系：結露ファン及び排気ファンにより、原子炉室高出力運転中は原子炉室内の換気を行なう。結露ファン1台、排気ファン1台	放射線モニタとしての性能	放射線障害の防止及び廃棄物の保管に影響するような外観に異常のない状態であること	管理区域の解除まで
施設区分	設備	該当品目	構造及*	維持すべき性能	維持すべき期間																																																																								
原子炉本体	水平実験孔	・Bホール	孔数は4(Bホールはその内の一つ)であり、内径15cm(最深部)、20cm(入口)	放射線遮へい性能	保管中の機器を撤出するまで																																																																								
	放射性廃棄物の廃棄施設	・フィルタ ・送風機 ・排風機 ・排気塔	原子炉室、その他の汚染の恐れがある空気は、各室の吸出口より水封ダンプを通り、フィルタにより除去された後、排風機によって排気塔より大気中に放出される。排気口は、本館排風機室にあり、その高さは地上約22.5mである。フィルタの濾過効率：99.9%、換気(炉室)：3回時、排気口での廃棄率：616m <sup>3</sup> /min。	放射性塵埃を除去する性能	気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除染が終了するまで																																																																								
放射線管理施設	屋内管理用設備	・携帯用サーベイメータ ・個人モニタ	従行の従業者の安全確保のため、屋内管理用の設備として携帯用放射線検出器を設置する。	放射線モニタとしての性能	管理区域の解除まで																																																																								
	屋外管理用設備	・排気モニタ ・野外γモニタ	屋外管理用の設備：排気モニタ、野外γモニタ	放射線モニタとしての性能	管理区域の解除まで																																																																								
原子炉格納施設	格納施設	・原子炉室	原子炉室の形状：面積471.4m <sup>2</sup> 、直径：24.5m、中央屋根高さ16.0m 壁及び屋根：壁 厚さ18m鉄筋コンクリート、屋根 アルミ板張り 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率：常温、大気圧で使用、特に密閉構造ではない。 常用換気系：結露ファン及び排気ファンにより、原子炉室高出力運転中は原子炉室内の換気を行なう。結露ファン1台、排気ファン1台	原子炉室を大気圧以下に保持する能力 固体廃棄物を保管	管理区域の解除まで																																																																								
施設区分	設備	該当品目	位置・構造*	維持すべき性能	性能	維持すべき期間																																																																							
原子炉本体	水平実験孔	・Bホール	原子炉室内 孔数は4(Bホールはその内の一つ)であり、内径15cm(最深部)、20cm(入口)	放射線遮へい	放射線障害の防止に影響するような外観に異常のない状態であること	保管中の機器を撤出するまで																																																																							
	放射性廃棄物の廃棄施設	・フィルタ ・送風機 ・排風機 ・排気塔	排風機室(送風機、排風機、排気塔) 原子炉室、その他の汚染の恐れがある空気は、各室の吸出口より水封ダンプを通り、フィルタにより除去された後、排風機によって排気塔より大気中に放出される。排気口は、本館排風機室にあり、その高さは地上約22.5mである。フィルタの濾過効率：99.9%、換気(炉室)：3回時、排気口での廃棄率：616m <sup>3</sup> /min	放射線モニタとしての性能	放射線障害を防止するため、必要に応じて除去できる状態であること	気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除染が終了するまで																																																																							
放射線管理施設	屋内管理用設備	・携帯用サーベイメータ ・個人モニタ	汚染検査室(携帯用サーベイメータ) 放射線管理室(個人モニタ) 屋内管理用の設備：放射線検出器として携帯用放射線検出器を設置する。	放射線モニタとしての性能	線量当量(率)を測定できる状態であること	管理区域の解除まで																																																																							
	屋外管理用設備	・排気モニタ ・野外γモニタ	排風機室(排気モニタ) 本館屋上(野外γモニタ) 屋外管理用の設備：排気モニタ、野外γモニタ	放射線モニタとしての性能	警報設定値において、警報が発報される状態であること	管理区域の解除まで																																																																							
原子炉格納施設	格納施設	・原子炉室	原子炉室の形状：面積471.4m <sup>2</sup> 、直径：24.5m、中央屋根高さ16.0m 壁及び屋根：壁 厚さ18m鉄筋コンクリート、屋根 アルミ板張り 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率：常温、大気圧で使用、特に密閉構造ではない。 常用換気系：結露ファン及び排気ファンにより、原子炉室高出力運転中は原子炉室内の換気を行なう。結露ファン1台、排気ファン1台	放射線モニタとしての性能	放射線障害の防止及び廃棄物の保管に影響するような外観に異常のない状態であること	管理区域の解除まで																																																																							

(続き) 廃止措置計画の変更認可申請 (添付書類8 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書) の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
1	10	東京都市大学原子力研究所 (以下、「原子力研究所……	東京都市大学原子力研究所 (以下「原子力研究所……
3	14	(3)品質マネジメントシステム……内部監査実子報告書	(3)品質マネジメントシステム……内部監査実施報告書
4	11 ～ 14	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証する。このため、次の事項を原子力研究所所長 (以下「所長」という。) に行わせる。	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するため、次の事項を行う。
4	27 ～ 29	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事項によって損なわれないようにすることを所長に行わせる。	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにする。
4	31 ～32	理事長は、所長に次に掲げる事項を満たす品質方針 (安全文化を育成し維持するものを含む。) を設定させる。	理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針 (安全文化を育成し維持する活動の方針を含む。) を設定する。
5	28 ～ 30	理事長は、所長に保安に関する組織の責任及び権限を明確にさせる。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにさせる。	理事長は、保安に関する組織の責任及び権限を明確にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。
5 ～6	32 ～1	(1)理事長は、所長に品質マネジメントシステムを管理、維持等の職務を実施する責任者 (以下「品質マネジメント管理責任者」という。) を任命させる。	(1)理事長は、品質マネジメントシステムを管理、維持等の職務を実施する責任者 (以下「品質マネジメント管理責任者」という。) を任命する。
6	6 ～8	b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、所長に報告する。	b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。

(続き) 廃止措置計画の変更認可申請 (添付書類8 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書) の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
6	9	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することに……	c)健全な安全文化を育成し、及び維持することに……
6	13 ～ 16	(1)理事長は、所長に管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えさせる。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、当該プロセスにおいて、次に示す責任及び権限を与えさせる。	(1)理事長は、管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、当該プロセスにおいて、次に示す責任及び権限を与える。
7	2 ～ 4	理事長は、所長に原子力研究所内の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにさせるとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにさせる。	理事長は、原子力研究所内の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
7	7 ～ 9	理事長は、所長に品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施させる。	理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。
7 ～ 8	31 ～ 1	(1)理事長は、所長にマネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含めさせ、必要な改善を指示させる。マネジメントレビューのアウトプットとして、マネジメントレビュー記録を使用する。	(1)理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、必要な改善を指示する。マネジメントレビューのアウトプットとして、マネジメントレビュー記録を使用する。
10	6 ～ 7	(3)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けて取られた処置の記録を作成し、管理する。	(3)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けて取られた処置の記録を作成し、管理する。



(続き) 廃止措置計画の変更認可申請(添付書類8 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書)の補正方針を以下に示す。

頁	行	補正前	補正後
16	12	せる。内部監査には、内部監査実施計画書、内部監査実子報告書を使用する。	せる。内部監査には、内部監査実施計画書、内部監査実施報告書を使用する。
21	図 1	品質保証責任者 監査チーム* <sup>1</sup> 事務室長* <sup>2</sup> 原子炉施設管理室長* <sup>3</sup>	品質マネジメント管理責任者 監査チーム* 事務室長 原子炉施設管理室長
21	図下の 1～10	* 1 監査チームは、内部監査時に随時設置する。なお、監査チーム員は期初に任命しておくこともできる。 * 2 事務室長は、次の業務を行う。 (1)原子炉施設の警備 (2)研究所外との連絡窓口 (3)購買(原子炉施設の整備及び改修に関することを含む。) * 3 原子炉施設管理室長は、次の業務を行う。 (1)原子炉施設の運転保守(廃止措置計画に係る業務を含む。) (2)放射線管理 (3)放射性廃棄物の管理	* 監査チームは、内部監査時に随時設置する。なお、監査チーム員は期初に任命しておくこともできる。
28	(2) 教育の 内容 5	「品質保証活動に必要な文書及び記録」は、以下を満たすものとする。	「品質マネジメントシステムの文書及び記録」は、以下を満たすものとする。